

長泉町では、 高齢者の外出を支援する 3つの事業を実施しています！

75歳以上の方を対象とした事業です

1 高齢者タクシー・ バス利用助成事業

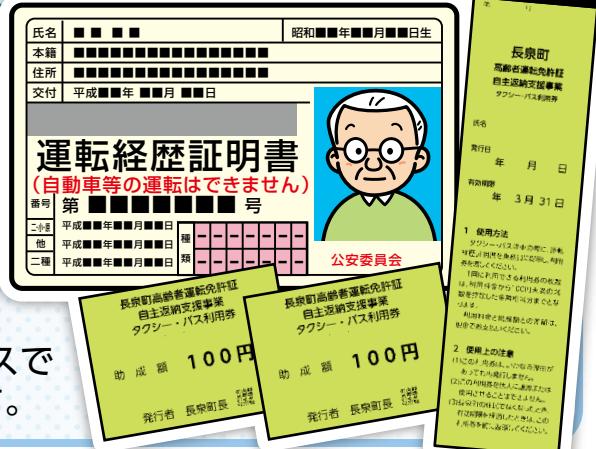
タクシー・バスで利用できる利用券を
年間5,000円分交付します。



運転免許証を返納した方に

2 高齢者運転免許証 自主返納等支援事業

運転経歴証明書交付手数料とタクシー・バスで
利用できる利用券を10,000円分交付します。



要介護1以上の認定がある非課税世帯の方に

3 外出支援 サービス事業

病院と自宅の往復に使うタクシーの
初乗り運賃を助成します。



詳細は次のページから！



.....(使い方は裏面をご確認ください)

2 高齢者運転免許証自主返納等支援事業

運転が不安な方、
運転免許証を
返納しませんか!?

1. 対象者

長泉町に住民登録があり、運転免許証を返納するなどして運転経歴証明書を取得した65歳以上の方
※申請は、一人につき1回限りです。

2. 事業内容

- ①10,000円分（100円券100枚綴り）のタクシー・バスの利用券を交付します。
- ②運転経歴証明書の交付手数料（1,100円）を助成します。
【平成24年4月1日から平成30年3月31日までに返納した場合は1,000円】

【タクシー・バス利用券について】

- ・利用券は、長泉町と契約しているタクシー会社とバス会社で利用可能です。
- ・静岡県タクシー協会・静岡県個人タクシー協会（ともに加盟事業者に限る）が実施しているタクシー料金1割引（高齢者運転免許証返納割引）と併用ができます。
- ※迎車料金は割引き適用外です。
- ・有効期間は、申請した年度の翌年度の3月31日までです。



3. 申請方法

警察署または運転免許センターで運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付手続きをします。

- ①本人が県内の警察署や運転免許センターで、運転免許証の返納と、運転経歴証明書の交付の手続きをします。※交番や派出所等では手続きができません。
- ②手続き後、「運転経歴証明書」と「1,100円の領収書（原本）」が発行されますので、長寿介護課高齢者支援チームにて申請手続きをしてください。

【持ち物】

- 運転経歴証明書
- 印鑑（シャチハタ不可）
- 運転経歴証明書交付手数料の領収書（原本）
- 通帳
(ゆうちょ銀行以外の金融機関の本人名義のもの)



4. 運転免許証返納に関する問合わせ先

裾野警察署：055-995-0110
東部運転免許センター：055-921-2000

事業の概要と申請方法について

1 高齢者タクシー・バス利用助成事業

1. 対象者

申請年度4月1日時点で75歳以上であり、かつ4月1日以後引き続き長泉町に住民登録がある方

2. 事業内容

タクシー・バスで利用できる利用券を5,000円分（100円利用券×50枚）交付します。

利用期限は申請した年度の3月31日までです。再発行はできません。

※利用券は、長泉町と契約しているタクシー会社・バス会社で利用可能です。

3. 申請方法

長寿介護課高齢者支援チームに申請書を提出

【持ち物】

■本人確認できる書類（運転免許証、保険証など）

■印鑑（シャチハタ不可）

■委任状（同居の家族の方以外が代理で申請する場合に必要）

※前年度に利用券の助成を受けた方には、4月に郵送でお届けしています。



3 外出支援サービス事業

1. 対象者

長泉町に住民登録がある65歳以上の方で、次の①～④すべての条件を満たす方

①要介護1～5の認定を受けている方

②町民税非課税世帯に属している方

③一般の交通機関を利用する事が困難である方

※障害者手帳の交付を受けていて、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は対象となりません。

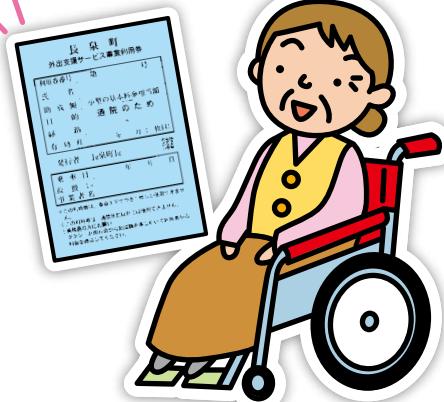
医療機関を利用しやすいわ！

2. 事業内容

自宅と医療機関の移動のために利用するタクシー料金の初乗り運賃を助成する利用券を交付します。

※利用券は、月4枚まで利用できます。

（申請した月から年度末までの月数×4枚を発行します）



3. 申請方法

①担当のケアマネジャーと面談

②面談したケアマネジャーが、長寿介護課に申請書等を提出

利用券の利用方法について

1 高齢者タクシー・バス利用助成事業

- ①後期高齢者医療被保険者証等、本人確認できる書類と利用券を持参の上、タクシーまたはバスに乗車してください。
- ②降車の際に本人確認書類を乗務員に見せ、利用券を乗務員に渡し、助成額を引いた利用料金を支払ってください。（おつりは出ません）
【例】料金780円－利用券7枚(700円分)=80円…利用者が差額を支払います。

2 高齢者運転免許証自主返納等支援事業

- ①運転経歴証明書と利用券を持参の上、タクシーまたはバスに乗車してください。
- ②降車の際に運転経歴証明書を乗務員に見せ、利用券を乗務員に渡し、助成額を引いた利用料金を支払ってください。（おつりは出ません）
【例】料金780円－利用券7枚(700円分)=80円…利用者が差額を支払います。

3 外出支援サービス事業

- ①利用券を持参してタクシーに乗車してください。
- ②降車の際に利用券を乗務員に渡し、助成額を引いた利用料金を支払ってください。（おつりは出ません）
【例】初乗り運賃が600円の場合
料金1,000円－600円(利用券 1枚)=400円…利用者が差額を支払います。

●問合せ先

長寿介護課 高齢者支援チーム ☎055-989-5537